



明治期における水利・洪水と千住中組高尾家

—見沼代用水を事例に—

三村 昌司

Water usage, flooding, and the Takao family at Senjū-nakagumi in the Meiji period:
A case study of the Minuma substitute canal (*Minuma-daiyōsui*)

MIMURA Shoji

National Defense Academy of Japan, Hashirimizu 1-10-20 Yokosuka-shi, Kanagawa Pref, 239-8686, Japan

Abstract This paper examines the maintenance work of the Minuma Substitute Canal by the Meiji Government and how Noriyoshi Takao who lived at Senjū-nakagumi was involved in it. In the 1880s, when the cost of maintaining the Minuma Substitute Canal was shifted from government expenditures to private ones, the early modern water usage system was on the verge of being converted to a modern one. This meant that the system, which was based on villages or *ryō* (領), transformed into one based on individuals, especially landowners. The village served as a cost-sharing unit during the Meiji period. *Ryō* (領) were operated in the downstream water of the Minuma Substitute Canal where there were no critical structures. However, districts (郡) supervised the water usage of *ryō*, creating a multilayered local community in terms of water usage.

Keywords water usage, floods, modern Japan

はじめに

本論文は、明治政府による見沼代用水¹⁾【図】の維持業務と、それへの地域社会の対応から、近代日本の地域社会形成について考えることをめざす。具体的には、見沼代用水の最下流である千住堀が通っていた東京府千住宿中組（現：足立区千住仲町）の高尾家、その維新期の当主である高尾紀吉について分析する。

はじめに、本特集「災害と文明・地域社会」というテーマと、用水の維持を検討する本論文の関係について述べておきたい。本論文では過去の災害そのものや、災害が起こったあとの地域社会の動向ではなく、日本の近世近代移行期における用水管理に関する地域社会の対応を主に取り上げる。なぜならば、それが平時のみならず災害時及びその復興の基盤となるからである。ただし、別の理由もある。徳橋曜は、災害を扱う歴史学は災害の被害

解明と防災のみを念頭に置くのではなく、「過去の社会そのものを捉えようとする独自の姿勢をもつ」²⁾と述べる。本論文もその立場に共感している。つまり災害にも備える日常的な体制について検討することで、過去の（本論文でいえば明治前期の）地域社会のありようを捉える手掛かりにしようという目論見である。

次に本論文にかかわる研究史を、①明治期における災害史研究、②水利に関する研究、③近世近代の移行を主題とする地域社会論、の三点から整理する。

①明治期における災害史研究は、地方政治史とのかかわりで主に展開してきた。有泉貞夫は、明治維新後に開発が進むことで自然と人間のバランスが崩れて災害の規模が拡大し、復興や予防のための国庫補助をめぐる地域利害の対立が生まれたことを指摘した³⁾。また重松正史は濃尾地震の復旧工事を分析し、地方官僚機構が地方利益を媒介に地域と国家をつないでいくとした⁴⁾。全体と



【図】見沼代用水・葛西用水要図

『新修足立区史』下巻、690頁より引用

して、明治以降の災害は規模が拡大し、ゆえに復興のための巨額補助金を必要とし、それを梃子に国家が人々の統合を図るという見取り図を持っていた。

これに対し長妻廣至は、地域社会の求める補助の論理が、近世の「不足補助」から近代の「歩合補助」へと変容したことを指摘した。そのうえで地域社会の地方利益要求は明治初期からみられており、国家と社会を対立的にとらえる構図を批判した⁹⁾。長妻の研究は、有泉以降の地方政治史における地方利益の位置づけを見直した点で重要である。しかし、災害に対する地域社会の動向が補助金の獲得という観点からのみ分析されている点で取り残された部分があるように思われる。

近年では、新たな角度からの研究も進められている。久野洋が水害対応における地方行政機構の動きを検討するという観点から、補助金獲得を中心とした地方政治史における災害史研究に新たな道筋をつけている⁹⁾。ただし、久野が分析したのは1892年(明治25)年の岡山県の水害である。つまり久野の研究は明治中期の分析であり、それ以前の明治前期において地域社会がどのように水害に備えてきたかという点については、十分検討され

ていない。

さて、補助金をめぐる地方政治史では、道路事業が分析の中心であったという指摘もなされている⁷⁾。そこで次に道路事業以外の公共的事業のひとつとして、本論文が対象とする明治期の水利研究に注目してみよう。

②明治期の水利に関する研究は、歴史地理学を中心に古くから蓄積されてきた⁸⁾。また、近世史には豊富な蓄積があるが、それに比して明治期以降の研究は手薄である。そのようななかでも、近世後期以降の用水をめぐる利害対立をふまえ、明治新政府は補助金散布によって対立の調停者となり上位権力となることを指摘した貝塚和実の研究は貴重である⁹⁾。ただし補助金によって国家による地域社会の統合を描く視点は、①で整理した同時期の有泉貞夫・重松正史の研究と同一線上にある。

これに対し服部敬は水利土功会・水利組合の分析を行い、それらの設立により府県・郡の指導権が強化され、強制的に費用負担が地域社会に課されたことを明らかにした¹⁰⁾。服部の研究は、近代国家による地域社会の統合の手段を補助金ではなく、水利土功会や水利組合といった組織に着目した点が注目できる。

関連して山崎有恒は、千葉県で1890年(明治23)に発生した利根川水害の分析から、千葉県内にそれまで異なる新たな政治的結合が生じたことを明らかにした¹¹⁾。山崎は「治水」という対立軸を設定し地方政治を分析したが、本論では政治的結合ではなく服部が着目した組織を切り口に、山崎が視点とした地域社会のありように着目していきたい。

そのような視点を導き出してくれるのが、北原糸子と渡辺尚志の研究である。北原は近代日本において災害時における国家による救済や河川改修などについて分析した¹²⁾。一方で北原は、水防については「人という観点」からも論じている。すなわち、近世では治水も水防も個人や共同体が主体的に活動を行っていたが、近代中期以降、治水事業の計画実施の主体は行政に移ったという。そこから北原は人びとのもっていた「水害を受ける技術や経験則の多く失ってしまった」¹³⁾ことを指摘する。本論文では、北原のいう「人という観点」を近世近代移行期の水利を分析する際に参照したい。高尾家、特に高尾紀吉という「人」を分析対象とする所以である。

渡辺尚志は近代の水利組合について、村レベルの事例を分析した結果、運営・管轄範囲の面で近世来の慣習を踏襲しつつ、地租改正・町村合併を経て「村の水利」から「土

地所有者による水利」へ転換したと指摘した¹⁴⁾。渡辺の指摘は日本近代の地域社会形成という論点で考えたとき、地域社会の基盤が地租改正を経て「村」から「土地所有者」へと変容したと重なり重要である。本論文では渡辺の指摘を受けつつ、近代における地域社会がどのようなものかをさらに深めてみたい。

この点に関連して、久野洋が岡山県 1893 年水害について検討した研究にもふれておきたい。久野は、県庁の公文書に加え地域に残された歴史資料（野崎家文書）を分析し、大地主の野崎武吉郎が復興において県行政を補完する役割を果たしていたと指摘している¹⁵⁾。地方行政機関と野崎のようないわゆる地方名望家が補完関係をもったという指摘は、日本における近代地域社会の構成の特質といえよう。ただし久野が分析したのはここでも明治中期であるから、前述の補完関係が可能になった前提として、近世近代移行期の分析が必要である。

そこで近世近代移行期における地域社会について考えるときに参照軸となるのが、③近世・近代の地域社会論である。この分野で触れるべき研究も多いが、本論文が扱う「領」については、工藤航平が現在の埼玉県下にあった八条領について、葛西用水八条領組合を事例に、その組合編成の変遷を分析している¹⁶⁾。工藤は近世の八条領が普請組合や触次制度、寄場組合といった幕府による地域編成の単位である一方で、八条領内の動向に着目し上郷・下郷という地域的枠組みがあったことを指摘する。そして最後に見通しとして、明治期にこの地域的枠組みに近い行政区画が設定されたとする。工藤の指摘は、近世来の「領」研究の多くが権力による地域編成という視角から位置づけられていたのに対し、その内部の動向について考えている点が興味深い。すなわち本論文においても、工藤の視角にならって権力による編成の仕方ではなく、淵江領という領内の動向のほうに注目する。ただし本論文では北原の研究を参照したように、地域社会の内部動向を分析するさいに、高尾紀吉という「人」の動向に注目する点で工藤の研究とは異なった角度をもつ。さらに工藤の論考は、近世の「領」が明治以降どのように変遷を遂げるかを見通す点でも重要な視座を提供している。ただし見通しにとどまっているため、日本における近世から近代にかけての地域社会が変質については考慮されていない。

この点については、特に明治期を扱う本論文にとって、奥村弘が身分制解体後、市民と公民が同時に一人の人格

のなかに存在する人間のあり方によって成り立つ社会を前提に地域社会が形成されると指摘したことが重要である。また奥村は、身分制解体のあと府県一郡一市町村という政治社会の重層性が形成されたとも述べている¹⁷⁾。また大川啓は、明治期の秋田でおこった 1886 年大火における地域の富裕層による救済活動を分析した¹⁸⁾。そこから富裕層の救済活動は、近世からの連続性によるものだけでなく、地域社会の圧力や明治期特有の条件で行われていたことを明らかにした。大川の分析は災害によって身分制解体のあとの地域社会のありようが明らかになった事例とみることができる¹⁹⁾。

このような身分制解体後の地域社会形成という研究蓄積をふまえて、本論文では水利の場を題材に近代日本における地域社会形成の展開を考えていきたい。

以上の問題意識のもと、本論文で具体的に分析する対象として、高尾家という地域社会に生きた家、特に近世近代移行期に当主だった高尾紀吉を取り上げる²⁰⁾。

1 掃部宿・高尾家・高尾紀吉について

1) 掃部宿の概要

この章では、本論文で取り上げる掃部宿、高尾家および高尾紀吉について述べる。高尾家が所在する掃部宿は荒川沿いに立地し、北は千住町、南端は千住大橋に接する宿場町で、日光街道につながっている。1598（慶長 3）年に石出掃部が開発に入り、1616（元和 2）年 27 町歩の土地に治左衛門以下 20 人の草切り百姓が開発したという²¹⁾。「元禄郷帳」では掃部宿町として高 227 石余、「旧高旧領取調帳」では千住宿中組として高 237 石余の石高だった。「風土記稿」では家数 309、町の間数 423 間、うち河原縄手 90 間とある。明治維新後、小菅県の管轄となり、1871（明治 4）年に千住宿中組と改められた²²⁾。1872 年、大区小区制の導入で東京府第五大区十七小区に編入されたあと、翌 73 年、府の区画改正にともなって第十大区四小区に編入された。1878 年の郡区町村編制法施行にともない南足立郡千住中町となり、1889 年市制町村制によって千住町に合併され千住仲町とよばれるようになった。

2) 高尾家の来歴

高尾家はその由緒を記す「旧記」によれば遠江国榛原郡高尾村の出で、その後甲斐国都留郡に移ったとされる²³⁾。1558（永禄 8）年江戸に移住し、荒川の「水塚築立」に貢献したという。また 1594（文禄 3）年の千住大橋

架橋にあたっては9代徳右衛門が「伊奈備前守忠次ト共ニ大橋架設ニ与リテ、其工ヲ浚へ」という²⁴⁾。このように、高尾家の由緒には河川への関与が語られている。このあと「旧記」の記載は16代権太夫まで飛び、その間は記載されず不明である。権太夫は將軍徳川家慶の代に御鳥見役を仰せ付けられ、禄高15石を賜ったことなどが語られる。次の17代権之丞は、自らの所有地に陵泉堂という寺子屋と貧困者を居住させる長屋を建てたという。そして18代の喜右衛門のときに明治維新を迎えた。この喜右衛門（紀吉）を中心に本論文は述べていくので、次に彼の経歴を詳しく述べよう。

3) 高尾紀吉の経歴

高尾喜右衛門は1823（文政6）年生まれ²⁵⁾、1865（慶応元）年には掃部宿の年寄を勤めていた²⁶⁾。1868（慶応4）年、戊辰戦争のさいに新政府軍の軍用品徴発に応じて西郷隆盛から「御墨付菊花御紋章小旗」を賜り、戦火を回避したという²⁷⁾。1871（明治4）年7月、小菅県から掃部宿内名主に加え千住駅長兼勤を任じられる²⁸⁾。高尾家史料に残された史料の宛名などから、1873年に名を紀吉に改めたようである。1874年11月には、地租改正総代役を東京府から任命されている²⁹⁾。1878年11月から1881年12月まで千住中組戸長をつとめた³⁰⁾。

1882年見沼代用水路水理委員に当選、1885年には見沼代用水路東縁下四ヶ領水利土功会議員、南足立郡第一部勸業委員となる。1886年見沼代用水路水利土功会議員、翌87年淵江領・舎人領用水総代と、戸長退職後は水利関係の委員を務め続けた³¹⁾。1891年7月、68歳で死去³²⁾。なお煩雑なため、ここからは史料上に出てくる場合以外は紀吉で名前を統一して述べる。

2 明治新政府成立後の見沼代用水の維持業務

近世の見沼代用水は幕府が直接管理し、掃部宿は東縁淵江領組合に属していた。東縁淵江領組合はさらに細分化しており、掃部宿はそのうち淵江領組合に入っていた³³⁾。この淵江領組合は普請組合で、21ヶ村によって構成されており、その総石高は11,107石余であった³⁴⁾。ただし、幕府による地域編成単位としての「淵江領」は39ヶ村であり、普請組合としての「淵江領組合」とは異なっていた³⁵⁾。

維新後、明治新政府は見沼代用水全体を管理するひとつの組合を作るよう指示した。用水沿いの村々は指示に

【表1】淵江領用水費用一覧

年代	金額	100石あたり
明治3	95貫753	674文7181
明治4	69貫8805	49文16629※
明治5	489貫3501	3貫453315
明治6	481円7877	3円399934
明治7	195円5095	1円379689
明治8	245円332	1円731276
明治9	241円165	1円701883
明治10	533円075	3円761869
明治11	293円049	2円068024
明治12	282円712	1円995077

※10町歩につき

東京都公文書館 610.B5.02 「見沼用水書類 二」より作成

したがって1869年5つの組合を作り、これらを結集して惣組合とした³⁶⁾。このとき紀吉は惣組合の惣代頭取という役職についている。職務内容はわからないが、村々から惣代出た32名のうち、取締役頭取1名、取締役2名、惣代頭取が4名となっている³⁷⁾。

1870年2月になると、民部省は小菅県・浦和県・忍藩に対し、州浚や欠崩の修繕などは高100石につき50人の人夫を組合負担とし、これ以上の人夫が必要な場合は1人あたり玄米7合5勺を「官給」することなどを指令してきた。これに対し浦和県は旧慣を理由に見直しを求めるが、民部省はそれを「因循」「旧弊」として却下した³⁸⁾。幕府支配の時代、幹線水路は小規模な修理以外幕府負担だったが³⁹⁾、新政府は地域社会に対して受益者負担を求めるようになったのである。

1873年、河港道路修築規則が制定されると一・二等河川については官費支給の対象となり、三等河川にあたる用水路は民費負担と定められた。しかし見沼代用水は例外規定が適用され、埼玉県令が政府と交渉したこともあって1881年まで官費負担とすることが決まった⁴⁰⁾。

官費負担が終了する1881年12月、東京都は南足立郡水配惣代に「旧淵江領割明治三年ヨリ同拾貳年迄十ヶ年分用水費用取調書」を提出させている⁴¹⁾。府県負担に変わるにあたって、用水の経費を把握しようとしたものと思われる。経費の細目はおおよそ「当領惣代給及日当料曳入中諸人足賃共、書状持遣り人足賃共」とする記述がみられる⁴²⁾。その額は【表1】のとおりである。そこに記載された金額は、各年100石あたり（明治4年のみは10町歩あたり）で村々に割り付けられているので、

【表2】経費取りまとめ人名一覧

年代	取りまとめ役
1870	伊興村 名主 孝蔵
	千住宿 名主 喜右衛門
	西新井村 名主 富三郎
1871	淵江領惣代 伊興村 名主 宮城孝三
	千住宿 名主 高尾喜右衛門
1872	淵江領惣代 伊興村 名主 孝蔵
	千住宿 同 喜右衛門
	西新井村 同 富三郎
1873	淵江領 本木堀惣代 土屋長三
	西新井堀惣代 清水当明
	竹ノ塚堀惣代 河内常貞
	保木間堀
	惣代 細井佐市
	千住堀惣代 彦根泉造
	淵江領三拾三ヶ村水配方 宮城孝三 高尾紀吉
1874	第拾大区四五六小区
	淵江領惣代 千住宿名主 高尾紀吉
	(惣脱カ) 伊興村名主 宮城孝三 右三区代 戸長 浅香政喜
1875	東京府下淵江領水配役
	元惣代 宮城孝三
	同 高尾紀吉
	保木間村 細井左市
	竹ノ塚村 清水宗光
	千住宿 大久保宗平
	西新井村 中田彦右衛門
	本木村 武田充当
沼田村 堀内重義	
1876	伊興村 副戸長 宮城孝三
1877	水配惣代 宮城孝三
	高尾紀吉
1878	大井筋惣代 高尾紀吉
	宮城孝三
	分水堀惣代立会人
	西井左市 河内常貞 大塚孫左 彦根泉造 竹内充当 高橋豊吉 江川彦市
1879	南足立郡見沼代用水惣代 沼田村 江川彦市
	竹塚村 河内常貞

東京都公文書館 610.B5.02「見沼用水書類二」より作成

その額も示した。

また先に挙げた「取調書」には、年ごとの淵江領にかかる用水諸入費を取りまとめた人名が記されている。その人名をまとめると【表2】のようになる。ここからわかるのは、高尾紀吉と伊興村の宮城孝三が、毎年のように肩書きを変えながらも、10年間ほぼ一貫して精算業務に関わっていることである。

署名の範囲も変動している。1870～72年は惣代のみだったのが、73年は「水配方」の紀吉と孝三に加え、淵江領内を通る5つの分堀から人名が挙がっている。74年は東京府が十一大区制に区画改正された影響か、

小区を代表するような形での記載になっている。その後も紀吉は「水配惣代」「大井筋惣代」などと肩書きを変えつつ精算にあたっている。興味深いのは、とりまとめの単位は近世の普請組合である「淵江領組合」ではなく、幕府による地域編成単位である「淵江領」惣代で行われていた点である。というのも、1873年をみると33ヶ村の惣代をうたっていることから、21ヶ村の「淵江領組合」惣代ではなく「淵江領」（ただし近世は39ヶ村だったが）惣代であったと考えられる。なお、近世における淵江領ないしは普請組合としての「淵江領組合」の実態は未解明な状況である。肩書の度重なる変更は、紀吉が近世来の「淵江領」の枠組みを明治以降の地方制度のなかに位置づけようと試行錯誤していたと評価したい。

1879年になると、「南足立郡見沼代用水惣代」という肩書が表れる。「南足立郡」という表記から、郡区町村編制法をうけての表記と思われる。この年以降、用水運営は新しい段階に入っていくと思われるが、詳しくは後述したい。

「調査書」と同じ簿冊には1870年に「東縁用水路平柳領・谷古田領・舎人領・淵江領組合」が用水堀浚にかけた人足を算出して出張土木司に提出した史料も含まれている⁴³⁾。そのなかに「見沼代用水水路東縁四ヶ領当年其定式自普請浚之儀当二月方取掛」とあって、前述のとおり1870年2月から自普請になったことが記されている。なおこの四ヶ領は小菅県管轄下の領である。惣代は淵江領以外1人ずつ出されているが、淵江領からは先も名が挙がった伊興村の孝蔵と千住宿の紀吉の2人だった。

慶応以前の紀吉が淵江領においてどのような役割を果たしていたか不明だが、1870年の時点では淵江領を代表して見沼代用水の広域管理に関わっていたことは先に述べたとおりである。この点に関連して、1874年の見沼代用水増坑の改良工事に長谷川忠八・中山大四郎・須賀保実とともに紀吉が尽力したとされる点も注目したい⁴⁴⁾。増坑は、1728(享保13)年に利根川から見沼代用水に引き込む水量を増やすために増設されたもので、用水の最下流であり紀吉の住む掃部宿からは遠い【図】。紀吉とともに名が挙がっている長谷川家は元杵・増坑の見守役で、中山は埼玉県北足立郡新郷村、須賀は北足立郡芝村の者で、それぞれ東縁用水組合、西縁用水組合に所属する村である⁴⁵⁾。長谷川家の名が挙がるのは理解できるとして、残り三人がなぜ挙がったのかは不明だが、紀吉は用水の最下流地域に住みながら、広域管理において重要な位置を占めていたことはここからうかがえよう。

3 見沼代用水連合集会の結成

1) 国費負担の終了と連合集会の設立

明治維新後、淵江領村々は見沼代用水の管理について、大枠は国費負担で賄いつつ旧慣に依拠した管理を行ってきた。しかし、国費負担の終了が決まっていた1881年が近づくと、地域社会はその対応を考えざるをえなくなった。

そこでまず持ち出されたのが国費負担の継続を歎願することであった。1880年10月各領の水利惣代合計25名が出した「以書付奉御歎願候」⁴⁶⁾によれば、元杵など「大場之普請四ヶ所」の費用を従来通り国費負担にしてほしいと願っている。この嘆願書には紀吉も「東京府下南足立郡淵江領惣代」の1人として名を連ねている。ちなみに淵江領惣代はほかに江川彦市と細井左一という人物である。しかし、この歎願は政府の容れるところとならなかった。そこで水利集会の設立が図られる。

水利集会は、1880年4月に制定された区町村会法によるものである。同法第8条では「水利土功（公共ノ水利土功ニシテ全町村ノ利害ニ関係セス或ハ数町村ノ幾分ノミ其利害ニ関係スルモノ又ハ利害ニ関係ナキモ従来組合等ノ慣行アルモノヲ云一割書）ノ為メ町村会ノ決議ヲ以テ其関係アル人民若シクハ町村ノ集会ヲ要スルトキハ其地方ノ便宜ニ従ヒ規則ヲ設ケ府知事県令ノ裁定ヲ受クヘシ」⁴⁷⁾と定められていた。

この条文をもとに同年8月南・北足立郡・南・北埼玉郡長（南足立郡は東京府管下、残りは埼玉県管下）が見沼代用水連合集会規則⁴⁸⁾を作成し、12月に東京府知事と埼玉県令から認可を受けて発足した。同連合集会では見沼代用水を利用していた村々がだいたい近世の水利組合を基準として12の区に分けられ、この区を構成単位として第一連合集会から第四連合集会までの四つの集会が組織された。およそ上流から第一連合集会、下流が第四連合集会となっており、上流の第一連合集会に所属する第一区と第二区は、下流の第二から第四連合集会には参加しない、というような構成になっていた。一方、下流の第七区から第一二区はすべての集会に参加していた。第一連合集会から第四連合集会までは、それぞれ規則を設けたが議員の定数以外は同じ条文である。そこで第一連合集会の規則第1条をみると、同集会は「該水路ニ関スル事業ヲ起廃シ及其ノ経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス」る組織と定められた。つまり各集会は独立して経

費の徴収にあたっており、受益者負担の発想をもった集会であった。

各集会では議員として所属村々の旧草高に応じて郡ごとに配分された数を選出し、第1条で定めた事業を議定させた（第8条）。また議員の資格があるのは満20歳以上の男性で「選挙部内ニ於テ土地ヲ所有」か「組合ノ慣行アルモノ」と定められた（第12条）。議員への投票権は、満20歳以上の男子で「其部内ニ本籍ヲ定メ土地ヲ所有シ水路ニ関係アルモノ」と定められ、沿岸の土地所有者に限定された（第13条）。

ここで注目したいのは、議員の資格が「選挙部内ニ於テ土地ヲ所有」か「組合ノ慣行アルモノ」のいずれかとされたことである。「はじめに」でも述べたように、渡辺尚志は近代の水利組合について、村レベルでは運営・管轄範囲の面で近世来の慣習を踏襲しつつ、地租改正・町村合併を経て「村の水利」から「土地所有者による水利」へ転換したと指摘した。見沼代用水連合集会でも前述したように議員に対する有権者は用水沿岸の土地所有者に限定されており、「土地所有者による水利」への転換が図られている。つまり村を超えたより広域の水利組合においても、「村の水利」ならぬいわば「領の水利」から「土地所有者による水利」への転換が図られているといえる。とはいえ被選挙権については土地所有者のほか「組合ノ慣行アルモノ」も議員の資格を持っていたので、「領の水利」と「土地所有者による水利」の折衷的狀況だった。実際の用水管理業務を行うに議員については、近世来の経験や実務能力が重視されたのであろう。

また精算業務について、第二章でみたように淵江領単位で行われることは1880年を最後にみられなくなったので、連合集会単位へと移行したと思われる。そして連合集会で計上された経常費は、1880年から1882年までは草高割による負担だったが、1883年に反別割及び地価割、1884年は反別割、1885年は再び反別割及び地価割となり、1886年以降は地価割で固定となった（1893年のみ反別割及び地価割）⁴⁹⁾。この負担方法の意味については、節を改めて考えてみる。

2) 新たな経費の割り当て法と高尾紀吉

見沼代用水連合集会における「領の水利」から「土地所有者による水利」への転換を考察するために、1880年8月に高尾紀吉が「南足立郡北足立郡連合集会幹事」宛に出した上申書に注目してみたい⁵⁰⁾。以下、一部を引用する。

見沼代用水路是迄旧習ニテハ、源水下中条村地内元塚増塚両樋諸費、新川通洲浚及欠崩シ、上寄村地内星川通拾六間八間堰杵宮繕諸費、芝山村地内伏越修繕樋、上尾葺村地内掛渡井修繕、井筋通洲浚欠崩切場諸費之儀者、旧草高合ヲ以其普請所組合之水縁限り割合出金賦課法ヲ改正シテ、元塚修繕ヲ甫川通浚修繕費都テ井筋通係スル普請所諸入費者、無不公平惣水縁之田反別割ニシテ、田之地代価金割合賦課法に決議致度情願ニ有之候事

内容は、次のようにまとめられる。「旧習」では見沼代用水の元塚・増塚ほか重要構造物の修繕費や洲浚の費用は旧草高の割合によって普請所の水利組合の「水縁」の村々が出金してきた。しかしこれを改めて、修繕費などは、不公平になることなくすべて「水縁」の田の反別割にして、田の地価に応じた賦課法にすべきである。

まず田の「地代価金割合」が何をさすかやや迷うが、これを「地」（土地）の「代価金」（値段）だとして、地価のことをさしていると理解しておく。ただそうすると「惣水縁之田反別割ニシテ、田之地代価金割合賦課法に決議致度」のところは「すべて沿岸の田は「反別割」にして、田の「地価割」にするよう決議したい」ということになり意味が取りづらい。それでも、地価割が負担の方法として考慮されていることはいえそうであり、旧来の草高割より受益者負担の色合いが濃くなっていると言えよう。

この反別割・地価割にする紀吉の提案は、彼の経歴のところで述べたように1874年11月から1876年7月まで地租改正総代役を勤めていたことと関連しているように思われる。紀吉は地租改正の途中で同役を辞任してしましたが、それでも個人が土地所有者となり村請制が解体していくなかで、用水管理の負担も村の草高を基準とせず沿岸の土地ごとによることが実情に合っているし、公平だと考えたのではないか。近世的慣習に対して近代的土地所有権の発想が、紀吉のなかで上書きされているように思われる。

ただしすでにふれたように、紀吉はこの上申書を出した2ヶ月後の10月には重要構造物の修繕費について従来通り国費負担にしてほしい旨の嘆願書に名を連ねている。ここでは旧来の慣習の継続を願っているわけだが、紀吉は国費負担で地域社会の負担が減るのであればそれで良いという現実的な判断があったのだろう。

前述したように結局国費負担の継続はならず、連合集

会では最初反別割と地価割の併用ないしは反別割が採用された(1883～85年)。「土地所有者による水利」といっても、反別割か地価割かという負担のあり方をめぐる違いがあった点は指摘しておきたい。

また、連合集会の議員について、旧草高に応じて配分されると定められていたことはすでに述べたが、この点は負担の反別割が採用されても変更されなかった。1882年4月に連合集会の規則は改正され、第三連合集会の定数が増加したものの、旧草高に従ってその定数を定めるという条文自体は改正されなかった。1883年12月にも改正があったが、議員定数や選出法には変化がなく、1885年に連合集会にかわり水利土功会が設立されるまで同様だった⁵¹⁾。ここからも、旧草高に依拠して議員を選ぶ「領の水利」と反別割・地価割を用いる「土地所有者による水利」の折衷の状況がみられる。

なお、高尾紀吉は1882年7月20日に見沼代用水路水利委員に当選したと南足立郡役所から通達されている⁵²⁾。同委員は連合集会の議員ではなく、「当郡町郵会議員投票之多数ヲ以」とあるので、南足立郡の連合町村会によって選出された役職だったと考えられる。1880年12月、1884年の改選で紀吉が連合集会の議員に選出されていないことも⁵³⁾同委員が別の役職だったことを示唆している。ただしその業務内容は不明である。

旧草高による賦課は1882年までという点もすでに述べたが、反別割（または地価割との併用）の採用にあたって南足立郡役所は1882年10月3日紀吉に「見沼代用水路灌水反別調査委員長」を申し付けている⁵⁴⁾。用水管理の費用賦課法を変更するにあたって、用水沿岸の反別を調査したものと思われる。紀吉が反別割・地価割にする提案を1880年8月に出していたことは前述したが、そのような紀吉の考え方に加え、それまで淵江領の水利関係の業務を担当していたこと、地租改正惣代役を務めていた経験などから同委員長を任命されたと考えられる。この反別調査をまとめたと思われる1882年11月の史料⁵⁵⁾をみると、村ごとの反別を記したあと、さらに村別で「地価金」が記されている。ここから、土地所有者に負担を直接賦課するのではなく、依然として実質は村が負担を請ける単位になっていたのではないかとと思われる。

このように連合集会の運営は、経費負担が草高割から反別割・地価割に転化しており、「領の水利」から「土地所有者による水利」への転換のきざしがみえていた。

一方で運営を担う人材面では、土地所有者以外にも近世来の経験を積んだ人間を尊重できる選択肢が残されていた。また負担も村ごとの取りまとめが図られたようで、旧来の「村の水利」が費用負担の単位という面では継続していた⁵⁶⁾。

4 1885年・1890年における南足立郡の水害

1) 水利土功会の発足

1884年5月の改正区町村会法では、第14条で「府知事県令ハ水利土功ニ関スル事項ニシテ区町村会若クハ連合区町村会ニ於テ評決スルヲ得サルモノアルトキハ特ニ其区域ヲ定メテ水利土功会ヲ開設スルコトヲ得⁵⁷⁾と定められ、府知事・県令に水利土功会を開設する権限を付与した。この改正について、服部敬は淀川を事例に、水利土木費の民費転嫁が地域社会の抵抗や村間対立の激化を招いたことから、府知事・県令の権限を強化し広域河川行政の能率化をねらったものと指摘している⁵⁸⁾。

見沼代用水でも、1885年3月見沼代用水路水利土功会が設立された⁵⁹⁾。同会の規則によると⁶⁰⁾、同会は4つの部会に分かれ、「各部ニ分別シタル事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議決ス」(第1条)と定められた。水利土功会は連合集会と同様に近世の水利組合を基準として12区に分けられたが、連合集会と異なって郡ごとに議員を配分するのではなく、区ごとに議員を選出し、議員人数も30名から16名に減少した(第4条)。また水利土功会の会議は北足立新座郡長の主催となり、連合会議のような4郡長による主催ではなくなった(第7条)。そして議員の選挙権・被選挙権に関する規定はなくなり、その点では「土地所有者による水利」という観点が後退している。なお、高尾紀吉は1886年4月の補欠選挙で水利土功会議員に選出されたが、1891年の選挙では選出されていない⁶¹⁾。

つまり見沼代用水の水利土功会は、近世の水利組合に依拠した区ごとの議員選出、また議員の選挙権規定の削除から考えるに、旧来の水利秩序＝「領の水利」に逆戻りしているかのようにも思われる。そうなった理由を示す史料はないが、前項で挙げたように実態として費用負担の面で「村の水利」が継続していたため、見沼代用水路水利土功会では実態にあわせた制度が定められたと考えられる。また浜田忠久によれば、1884年の区町村会法改正においては、個々の水利土功会が定める取り決めは水利土功会の「自治」に任せるものであり、法律が直

接関与すべきものではなかった⁶²⁾。ここから、法改正じたいは服部敬のいうように府知事・県令の権限強化という目的をもっていかかもしれないが⁶³⁾、浜田の指摘もふまえるならば地域の実情に即した形で取り決めの再編が試みられたものといえよう。

実態としての「領の水利」が継続していた事例として、南北足立郡東縁下四ヶ領組合による「定式浚自普請」に関する帳面(1890年4月)をみてみたい⁶⁴⁾。この史料では、木曾呂土橋(現・埼玉県川口市)から淵江村⁶⁵⁾の村畑まで6,289間の「定式浚自普請」に関する負担が記されている。

木曾呂土橋以南は、実は見沼代用水路水利土功会が管轄する区域の範囲外であった。見沼代用水路水利土功会の第四部の管轄区域は、同会規則で「瓦葺村掛渡井ヨリ西縁大間木村附島土橋上東縁木曾呂村木曾呂土橋迄ノ土功」と定められていた⁶⁶⁾。この範囲は、連合集会時代の第四連合集会も同様であった⁶⁷⁾。

ここから、連合集会や水利土功会でも重要構造物がない下流の用水(千住堀も含まれる)については、連合集会・水利土功会とは異なる旧来の「領の水利」の枠組が継続していたのだろう。水利土功会の議員選挙要件から「土地所有者」という縛りが消え、郡ごとの議員配分もなくなったこと、また木曾呂土橋以南の修繕などを近世来の領が請け負っていたことも併せて考えると、「領の水利」の側面が強まったように思われる。

しかし、「領の水利」は一方で郡の管理下に置かれていた。この帳面の末尾では「前書仕様帳通此節皆出来仕、御請検相済難有、依而出来形御受印奉差上候也」と惣代から南足立郡長に受印を差しだし、郡長も「前書出来形相違無之候事」と奥印している⁶⁸⁾。また同じ1890年4月付の「再欠崩切場出来形帳」でも、この年3月に強い雨が続いたため「再欠崩」の箇所に対し「御見聞之上切場工事出来栄帳通相違無御座候間、此段御受印奉差上候也」として高尾紀吉含む3人の東縁五ヶ領惣代が南足立郡長に受印を差し出し、郡長もそれに奥印している⁶⁹⁾。

ここまでの事例から、この時期の水利について考えるさいに「領の水利」から「土地所有者による水利」への移行(と揺り戻し)という論点に加えて、「領の水利」がいかにか郡に編成されているかが問題になる。

1885年3月に制定された見沼代用水路水利土功会規則は、埼玉南・北郡長、南・北足立郡長の連名で通達されていたように、水利土功会は郡の管轄下にあった。た

だ前述したように、水利土功会に対する郡の関与の余地は、連合集会時代に比べ狭まっていた。

他方、これも先に述べたが紀吉は1882年7月20日に南足立郡町村会議員の投票によって見沼代用水路水理委員に当選していた。1884年の改正区町村会法によって、連合戸長役場の範囲を超えて連合町村会が開設される場合、その管理者は郡長であった⁷⁰⁾。この区町村会法という法律の中に水利土功会の規定が定められていることから、水利土功会も連合町村会に準じる扱いを受けていると考えられるので、郡長は連合町村会を通じて用水運営に関与していたと考えられる。加えて、水利土功会は前述したように木曾呂土橋以南を管轄していなかった。ゆえに、木曾呂土橋以北は水利土功会の管轄だったが、木曾呂土橋以南を含めた郡域全体の用水を統括する役割は郡にあったと考えられる。

では郡は見沼代用水にどのように関与していたのか。その全容を明らかにすることは現時点で史料上難しいが、具体的な事例として掃部宿近辺の災害対応をみてみたい。

2) 1885年と1890年の水害

千住町では明治維新後、1878年11月まで大きな被害の出る水害はなかった⁷¹⁾。次に起こった大きな水害は1885年7月で、荒川の水位が増して川を渡る千住大橋が流出する被害が出た⁷²⁾。新聞では「千住大橋向の河原田圃近辺は茫漠たる一面の水となり」⁷³⁾と報じられている。ここでいう「河原」は、「千住大橋向」とあることから千住大橋の北の掃部宿内に含まれていた河原町のことであり、紀吉の住む掃部宿が浸水被害にあったことがわかる。

この水害による南足立郡の被害については、「荒川及綾瀬川等出水し、加ふるに養水路の小流追々充満して平地に押上一円の湛水となり、一昨二日午前十時頃の実況にてハ田地の被水稻草の上平均二寸程に及び畑地に氾濫する勢なり」とする報道がある⁷⁴⁾。また『官報』では「本郡ハ荒川ノ巨流アリ之ニ垂クニ綾瀬川及三沼用水アリ、加之低地ニシテ川々満水ノタメ地水滞溜シ管内中最水害ノ甚シキ場所ナリ」とある⁷⁵⁾。千住堀は最終的に荒川に流れ込んでいるので⁷⁶⁾、荒川の水流が千住堀を逆流することにより掃部宿含む千住町の洪水被害拡大にいたったようである。

『官報』は郡ごとの水害被害についても報じている。郡内の田総反別約2699町歩のうち、約1347町が冠水、そのうち農作物に被害が出たのが約159町とする。また畑は総反別約1217町のうち、冠水したのが約813町、

被害を受けたのが約428町という。郡内47ヶ村のうち、主に被害を蒙ったのは荒川堤外の6～7ヶ村であった。

1890年6月、水利組合条例が公布されたがこの年にも洪水で千住町は被災した⁷⁷⁾。8月22日の暴風雨によって、「千住の河原ハ一面の海原となりしにぞ」と報道されている⁷⁸⁾。見沼代用水に関する情報としては、『官報』が「同午後五時四十分同署（千住警察署一三村注）発電報見沼大用水入堰上堤六十間余昨二十三日夜缺潰セシ旨足立郡役所ヨリ通知アリ」⁷⁹⁾と報じている。また「埼玉県下三沼代用水の堤防破壊の爲め」中川筋も増水したという新聞記事もある⁸⁰⁾。雨は27日にも降ったようで「南足立郡千住町、西新井村、江北村の堤防破れしため民家に浸入し其損害ハ一千余人に及」んだという⁸¹⁾。

被害については、『読売新聞』が「南足立郡水害の戸数ハ千三百九十、田畑三百二町七反〇」⁸²⁾と報じ、『官報』では南足立郡は4町村が被災、浸水被害については田が約225町、畑約155町、家屋450戸と集計されている⁸³⁾。数字に違いはあるが、前述した1885年洪水よりは被災の範囲、規模は小さかったようである。

3) 1890年水害と高尾紀吉

この1890年水害のさい、高尾紀吉は「本年八月郡内出水之際被難者救助其他水防等ニ従事シ日夜尽力候」ため、賞金として金1円が東京府より与えられている⁸⁴⁾。紀吉の肩書きは「南足立郡役所備」となっており、他にも同じ肩書きの4人が表彰されている。ただし高尾家に残された褒状では「元臨時雇」となっており、紀吉はすでに郡役所から退職していたようである⁸⁵⁾。紀吉が具体的にどのような働きをしたのか史料には記されていない。ただ、水利関係で郡役所の雇となっていたのではないかと推察する。というのも、紀吉は1886年8月に南足立郡役所から見沼代用水路取調委員に任命されている⁸⁶⁾。委員の職務内容やいつまで務めていたか、そして1882年に任命された南足立郡町村会議員によって選出された見沼代用水路水理委員との関係もわからないが、水利関係の経験が南足立郡から買われての任命であろうから、雇としての雇用も同様であったと考えておきたい。

さらに紀吉は1887年4月に見沼代用水路東縁下四ヶ領ノ内当郡瀕江領舎人領用水総代に当選している⁸⁷⁾。水利土功会の設立で北足立郡新座郡長が用水全体の会議を管理するよう定められたが、重要構造物のない最下流含めた地域の管理は郡が担っていたのではないかとこのこ

とは前述した。そしてその基盤として、依然として淵江領という「領の水利」が残っていた。つまり「領の水利」から「郡の水利」へという方向性はあるが、領と郡も重層的に存在して用水をめぐる地域社会を形成していた。

郡役所が水害対応にあっていた新聞報道はいくつかある。「同夜千住警察署よりの再報に抛れバ利根川堤防破壊の為め防禦事務甚だ急なるに付き当地郡役所にては各町村へ達して町村内の壮年一戸二人以上参集すべき事、参集者の各々明俵一苞、鋤一箇、腰弁当にて参集する事となしたり」⁸⁸⁾という報道からは、郡役所・警察が災害対応にあっていたことがわかる。用水も含む水害時に、高尾紀吉が郡役所の元雇として災害対応にあっていたことは、「領の水利」を担っていた紀吉が、郡役所という公的機関の人間としても同時に存在していることになる。そしてそれは、奥村弘のいう一人の人格のなかに市民と公民が同時存在する地域社会の形成と対比できるのではないだろうか。

おわりに

高尾紀吉は1891年7月に亡くなり、家を継いだその子・性之助は1892年4月「千住町普通水利組合常設委員」に投票多数で選出された。その後、1896年に再選され、1900年には同組合の委員に当選している。同時に性之助は「千住町大字千住中組西垂水組合議員」にも選出されていた⁸⁹⁾。おそらく性之助は、紀吉の水利関係の功績や名声を受け継いでこれらの役職に選出されたのだろう。ただし「千住町」ないしはさらにその中の「千住中組」レベルでの役職であった。これらの組合がいつからできたのか確認できないが、名称からして1890年6月に制定された水利組合条例以降のことと思われる。詳細は今後に譲らざるをえないが、見沼代用水の管理について領ではなく市制町村制施行にともなう町村レベルからの再編が起こっており、ここに「領の水利」のひとつの転換点を見出すことができるかもしれない。つまり「領の水利」と「郡の水利」の重層性が、町村レベルの再編によって解体にむかうという筋道である⁹⁰⁾。

他方、見沼代用水全体を管理する水利土功会のほうは、その後も継続している。見沼代用水の水利土功会が普通水利組合に改組されるのは1904年である⁹¹⁾。ただし、高尾性之助がそこにかかわるような委員に選出された形跡はない。彼の経歴を記す「旧記」にも、水利関係では1899年に「千住町分水総代常設委員長」、つまり町村

レベルの管理者になったことが記されるだけである⁹²⁾。関連しそうなのは、今のところ1899年の水利土功会の名簿に「特別賛成者」としてその名が記されていることだけである⁹³⁾。見沼代用水の管理は組織面だけでなく、世代交代によって人的な面でも近世来の経験と名声に依拠しない体制づくりへ移行していたと考えられる。「領の水利」から「郡の水利」への転換を促した要素として、世代交代の問題も指摘しておきたい。

最後に、本論文で論じた以降の時期について簡単に述べるとともに、課題も記しておきたい。

1907年と1910年、南足立郡を関東全域は甚大な水害に襲われた。特に被害の大きかった1910年大水害をうけて、翌年から荒川放水路の建設がはじまり、1930(昭和5)年に完成した⁹⁴⁾。

荒川放水路は、もともとの荒川(放水路と区別するために隅田川と呼ばれるようになる)に流れ込んでいた千住堀を横切るように建設された。このため、千住堀は千住町の北側で分断されて荒川放水路と隅田川の間で孤立し、用水としての機能を失って排水路となった。戦後になると、内水氾濫防止と衛生面の問題、また道路拡張のため暗渠化された⁹⁵⁾。

1910年水害によって南足立郡で浸水被害にあった田は約2809町、畑は約1087町、このほか流出田畑がそれぞれ数町ずつあった⁹⁶⁾。前述したように被害の大きかった1885年水害で冠水したのが、郡内の田総反別約2699町のうち約1347町だったことに比して、郡全域が冠水するような甚大な被害であった。「領の水利」から「郡の水利」へと変化していくさい、この二度の大水害が千住町やその周辺の地域社会にどのような影響を与えたのか。この点は後考を期したい。

本論文では、「領の水利」から「郡の水利」へという見通しのみを示すことになってしまったが、近代における「領の水利」の内実にはほとんど迫れなかった。この点も今後の課題としたい。

[追記1] 本論文はJSPS科研費JP19H05457の助成を受けたものである。

[追記2] 高尾家文書の閲覧については、足立区立郷土博物館の多田文夫氏と山崎尚之氏にお世話になった。また山崎氏には、足立区域の水害に関する史料情報でも多々御教示をいただいた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

注

- 1) 見沼代用水は1728（享保13）年に新田開発にともなって造成された用水。用水は利根川から埼玉郡下中条で取水し、大きくいえば途中で東縁と西縁に分かれる。東縁はさらにいくつかに分かれるが、そのうちのひとつが北から南へ千住町に流れ込み千住堀とよばれた。（『新修足立区史』下巻、東京都足立区、1967年、693～694頁参照）<https://dl.ndl.go.jp/pid/3034810>
- 2) 徳橋曜「中世の西欧における災害の記録と意識」（『新しい歴史学のために』284号、2014年）35頁。
- 3) 有泉貞夫『明治政治史の基礎過程——地方政治状況史論——』（吉川弘文館、1980年）第1章参照。
- 4) 重松正史「初期議会期における地方政治状況——濃尾震災前後の岐阜県政——」（『歴史学研究』577号、1988年）参照。
- 5) 長妻廣至『補助金の社会史——近代日本における成立過程——』（人文書院、2001年）参照。
- 6) 久野洋「明治期の水害対応に関する基礎的考察——明治二十五年水害を通して——」（『岡山県立記録資料館紀要』18号、2023年）参照。
- 7) 濱田恭幸「近代移行期における水利秩序と地方行財政——旧加賀藩領を事例に——」（『ヒストリア』295号、2022年）175頁。老川慶喜は、埼玉県の土木行政が日本鉄道の開通を契機に河川・堤防から道路・鉄道に重点を移していくと指摘している（老川慶喜『産業革命期の地域交通と輸送』日本経済評論社、1992年、第1章第4節参照）が、こういった変化も研究史上における道路事業に注目が集まった一因といえよう。
- 8) 代表的な研究として、喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』（岩波書店、1950年）、同『日本灌漑水利慣行の史的研究 各論篇』（岩波書店、1973年）参照。
- 9) 貝塚和実「明治維新时期における直轄県政と民衆——利根川中流域の治水・水利問題をめぐって——」（『歴史学研究』548号、1985年）参照。
- 10) 服部敬『近代地方政治と水利土木』（思文閣出版、1995年）参照。
- 11) 山崎有恒「明治期の利根川治水をめぐる千葉県政治状況」（『立命館文学』542号、1995年）参照。
- 12) 北原糸子『日本災害史』（吉川弘文館、2006年）参照。
- 13) 同上、328頁参照。
- 14) 渡辺尚志『百姓たちの水資源戦争——江戸時代の水争いを追う——』（草思社、2014年）第2部第5章参照。
- 15) 久野洋「明治期の水害史料と地域社会・地方行政」（愛媛大学「資料学」研究会編『資料学の方法を探る（20）』愛媛大学法文学部、2021年）参照。
- 16) 工藤航平「近世後期の葛西用水八条領組合の組織的変遷と地域意識」（『文書館紀要』19号、2006年）参照。
- 17) 奥村弘「地域社会の成立と展開」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座7 近世の解体』東京大学出版会、2005年）80～82頁参照。
- 18) 大川啓「明治期の都市火災と地域社会——地方都市秋田を事例として——」（『史苑』73巻2号、2013年）参照。
- 19) 大川と同様、身分制解体以降の社会における特有の条件から、地方名望家の存在形態を追究した塩原佳典の研究も興味深い（塩原佳典『名望家と〈開化〉の時代——地域秩序の再編と学校教育』京都大学学術出版会、2014年）。塩原の研究は、身分制が解体していくなかで、教育や文化によって地方名望家が「名望」を再生産しようとする営為を描き出している。身分制解体後に地域社会がどのように維持されていくかという視座は本論の参考に資するものである。
- 20) 高尾家に関する研究は、管見の限り見当たらない。史料については、主に足立区立郷土博物館所蔵の高尾家文書を利用する。
- 21) 多田文夫「千住掃部宿の「旧書留」から ①掃部新田の草切り由緒」（『足立史談』586号、2016年）4頁参照。<https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/26107/chidan586.pdf>
- 22) 「掃部宿」（『日本歴史地名大系』ジャパンナレッジ版）参照。
- 23) 「当家稲荷太神記」（高尾家文書54、1873年）、「旧記」（高尾家文書258、年未詳）。
- 24) 前掲「旧記」。
- 25) 前掲『新修足立区史』下巻、874頁参照。
- 26) 「千住掃部宿新田高入龜絵図」（高尾家文書18、1865年）。
- 27) 前掲「旧記」。なおその現物という菊の紋章をかたどった旗が高尾家文書の中に残されている（「御紋章旗」高尾家文書27、1868年）。
- 28) 「千住駅々長任命書」（高尾家文書42、1871年）。
- 29) 「地租改正総代役任命書」（高尾家文書59、1874年）。なおこの職は1876年7月に病気を理由に辞任している（東京都公文書館601.A1.11「惣代役辞職伺 足立郡千住中組 高尾紀吉」）。
- 30) 「南足立郡千住中組戸長申付 高尾紀吉」（東京都公文書館601.A2.17）、「満期解職 南足立郡千住中組戸長 高尾紀吉」（同601.A4.13）。千住中組は近世の掃部宿・河原町・橋戸町によって構成された（「各町村沿革一覧」『新修足立区史』上巻、東京都足立区、1967年、付録参照）。<https://dl.ndl.go.jp/pid/3034809>

- 31) 「見沼代用水路水利委員当選通達書」(高尾家文書 95、1882 年)、「見沼代用水路東縁下四ヶ領水利土功会議員当選通達書」(高尾家文書 104、1885 年)、「南足立郡第一部勸業委員任命書」(高尾家文書 106、1885 年)、「見沼代用水路水利土功会議員当選通達書」(高尾家文書 117、1886 年)、「澁江領・舎人領用水総代当選通達書」(高尾家文書 119、1887 年)。
- 32) 前掲「日記」。
- 33) 『見沼代用水沿革史』(見沼代用水土地改良区、1957 年) 655～656 頁参照。<https://dl.ndl.go.jp/pid/2484903>
- 34) 同上、さいたま市立博物館編『第四回特別展 見沼一水と人の交流史』(さいたま市立博物館、2019 年) 34 頁参照。
- 35) 『新編武蔵風土記稿 東京都区部編』2 卷(千秋社、1982 年) 267～268 頁参照。
- 36) 前掲『見沼代用水沿革史』671 頁参照。
- 37) 同上、673 頁参照。
- 38) 同上、675～678 頁参照。
- 39) 『浦和市史』通史編 2 (浦和市、1988 年) 404 頁参照。<https://dl.ndl.go.jp/pid/9644338>
- 40) 前掲『見沼代用水沿革史』679～681 頁、浜田忠久「土木費官費下渡金の廃止と水利組織の法制化(Ⅰ)」(『水利科学』284 号、2005 年) 57 頁参照。https://doi.org/10.20820/suirikagaku.49.3_41
- 41) 「見沼用水書類 二」(東京都公文書館 610.B5.02)。
- 42) 同上。
- 43) 同上。
- 44) 前掲『見沼代用水沿革史』351 頁参照。
- 45) 前掲『見沼代用水沿革史』213 頁、前掲『見沼一水と人の交流史』34 頁参照。
- 46) 「以書付奉御歛願候(見沼代用水路修繕官費二付)」(埼玉県立文書館蔵見沼代用水土地改良区 152-2、1880 年)、前掲『見沼代用水沿革史』681～683 頁参照。
- 47) 『法令全書 明治十三年』参照。<https://dl.ndl.go.jp/pid/787960>
- 48) 「見沼代用水連合集会規則」(埼玉県立文書館蔵田中(恭)家 2095、1880 年)、前掲『見沼代用水沿革史』689～691 頁参照。
- 49) 前掲『見沼代用水沿革史』701、714 頁参照。
- 50) 「意見書」(高尾家文書 80、1880 年)。なお宛先の南足立郡北足立郡連合会がどのような組織なのかは判明していない。
- 51) 前掲『見沼代用水沿革史』695～697 頁参照。
- 52) 「見沼代用水路水利委員当選通達書」(高尾家文書 95、1882 年)。
- 53) 前掲『見沼代用水沿革史』703～705 頁参照。
- 54) 「見沼代用水路灌水反別調査委員長任命書」(高尾家文書 97、1882 年)。
- 55) 「灌水田反別調査表控」(高尾家文書 99、1882 年)。
- 56) このとき、村の中でどのような負担の割り振りが行われていたかが問題となるが、その点は現在史料上明らかにしえない。また松沢裕作は、地租改正によって村請制が解体した村は、構成員である村民＝経営体が相互監視について合意する「規約」によって再建された「近代村落」だと指摘した(松沢裕作『日本近代村落の起源』岩波書店、2022 年参照)。この点をふまえると、費用負担の単位として村が継続していたからといって、近世来の「村の水利」がそのまま残っていたとはいえない。この点をふまえた明治期の「領の水利」の具体像が解明されるべきであるが、今後の課題とせざるをえない。
- 57) 『法令全書 明治十七年』参照。<https://dl.ndl.go.jp/pid/787964/1/1>
- 58) 服部前掲書、127～128 頁参照。
- 59) 「見沼代用水路沿革誌(由来・記録等)」(埼玉県立文書館蔵見沼代用水土地改良区 132、1915 年)。
- 60) 前掲『見沼代用水沿革史』705～708 頁参照。
- 61) 「見沼代用水路水利土功会議員当選通達書」(高尾家文書 117、1886 年)。なお前掲『見沼代用水沿革史』716 頁では 1886 年 12 月に当選したことになっているが、高尾家文書の内容から 4 月の誤りと思われる。
- 62) 浜田忠久「明治前期水利土功会制度の旧組織への適用に当たった諸問題——待矢場両堰における堰総代人の選出方法をめぐる紛糾——」(『水利科学』270 号、2003 年) 112～113 頁参照。https://doi.org/10.20820/suirikagaku.47.1_92
- 63) 服部前掲書、127～128 頁参照。
- 64) 「東縁下四ヶ領定式浚自普請出来形帳」(高尾家文書 125、1890 年)。
- 65) 1889 年市制町村制の施行により保木間村・竹塚村・六月村・伊興村(いずれも現・東京都足立区)を合併して誕生。
- 66) 前掲『見沼代用水沿革史』706 頁参照。
- 67) 同上 692～693 頁参照。
- 68) 前掲「東縁下四ヶ領定式浚自普請出来形帳」。
- 69) 「再欠崩切揚出来形帳」(高尾家文書 128、1890 年)。
- 70) 飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』(吉川弘文館、2017 年) 46 頁参照。
- 71) 前掲『新修足立区史』下巻、1052 頁参照。
- 72) 「千住大橋落つ」(『読売新聞』1885 年 7 月 4 日)。以下、新聞記事については竹内秀夫編『新聞・官報に見る明治の足立

- 明治元年から明治26年まで——』（足立区郷土史料刊行会、2002年）を参考にした。
- 73) 「府下の水害」（『東京日日新聞』1885年7月2日）。
- 74) 「府下洪水余聞」（『東京日日新聞』1885年7月4日夕刊）。
- 75) 「耕地水害景況（東京府報告）」（『官報』629号、1885年8月5日）55頁。<https://dl.ndl.go.jp/pid/2943838>
- 76) 『足立区史』（東京都足立区、1955年）865頁参照。<https://dl.ndl.go.jp/pid/3022403>
- 77) 前掲『新修足立区史』下巻の「災害史」の項目にはこの水害は記載されていない。
- 78) 「千住の河原」（『東京朝日新聞』1890年8月26日）。
- 79) 「出水電報」（『官報』2149号、1890年8月27日）9頁。<https://dl.ndl.go.jp/pid/2945401>
- 80) 「出水の増減」（『東京朝日新聞』1890年8月28日）。
- 81) 「府下の出水」（『読売新聞』1890年9月2日）。
- 82) 「出水の続報」（『読売新聞』1890年8月28日）。
- 83) 「被害段別」（『官報』2188号、1890年10月13日）160頁。<https://dl.ndl.go.jp/pid/2945441>
- 84) 「本年8月郡内出水の際水防其他夜業に従事勉勵の廉を以て賜金の旨各郡長より演達の上賞賜す」（東京都公文書館610.B6.10）。
- 85) 「郡内出水ノ際尽力ニ付褒状」（高尾家文書130、1890年）。
- 86) 「見沼代用水路取調委員任命書」（高尾家文書118、1886年）。
- 87) 前掲「湖江領・舎人領用水総代当選通達書」。
- 88) 「権現堂の堤防破る」（『東京朝日新聞』1890年8月27日）。
- 89) 「千住町普通水利組合委員当選通達書」（高尾家文書133、1892年）、「千住町普通水利組合委員等当選通達書」（高尾家文書139、1896年）、「千住町普通水利組合議員等当選通達書」（高尾家文書161、1900年）。
- 90) これまで地方行政における郡制の意義については、町村と府県の行政や自治との関係性から問われてきた（関連する研究は多いが、さしあたり神山知徳「地方三新法期の郡政運営——千葉県の場合——」『千葉史学』30号、1997年、飯塚前掲書、谷口裕信『近代日本の地方行政と郡制』吉川弘文館、2022年参照）。しかし塩原佳典による、「地方」が地域社会における諸実践を通じ遂行的に形成されてきたという指摘を援用するならば（塩原佳典「明治・大正期における郡域医療圏の持続——長野県諏訪地方の事例から——」『日本史研究』714号、2022年、162頁参照）。本論文の用水管理に関する変遷も郡という地理的範囲が実質化していくプロセスとして理解できよう。だとすれば、本論文が主に取り扱った明治0年代から三新法期において、郡行政の諸実践の解明がさらに進められていくべきと思われる。
- 91) 前掲『見沼代用水沿革史』717頁参照。
- 92) 前掲「旧記」。
- 93) 「見沼代用水路水利土功会議員等名簿」（高尾家文書158、1899年）。
- 94) 両水害については山崎尚之「行政文書に見る足立区の水害記録（一）～（一八・終）」（『足立史談』612～617、619～623、625～627、629～632号、2019～2020年）、佐藤貴浩「南足立郡における水害と荒川放水路の建設」（土田宏成ほか編『関東大水害——忘れられた1910年の大災害——』日本経済評論社、2022年）参照。『足立史談』557号以降は以下のリンクで読むことができる。<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/2014adachicidan.html>
- 95) 前掲『新修足立区史』下巻、730頁参照。
- 96) 『明治四十三年東京府水害統計』（東京府内務部、1911年）65頁。<https://dl.ndl.go.jp/pid/798828>
- ちなみに、高尾家も浸水被害にあったようで、第一章で紹介した西郷隆盛から拝領した錦旗の包紙に「明治四拾三年度出水砌り御墨付并ニ御紋章押流シ右御紋章残墨付失流ス」と記されている（前掲「御紋章旗」）。